

金沢市商店街地域コミュニティ活性化イベント推進事業補助金交付要綱

(令和3年3月19日決裁)

改正 令和4年3月3日決裁

(目的)

第1条 この要綱は、地域に根ざした商店街を形成し、地域コミュニティの醸成及び充実を図るため、商店街振興組合等が地域住民との交流促進等を目的として行うイベント事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 商店街振興組合等 次のいずれかに該当する団体をいう。

ア 本市の商店街において小売業、サービス業その他これらに類する事業を営む者により組織される団体で、その構成員の人数が30人以上のもの

イ アに掲げる団体に準ずる団体で、市長が特に認めるもの

(2) 商店街地域コミュニティ活性化イベント推進事業 地域住民との交流促進等を目的として、商店街振興組合等が行う次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 地域の美化活動に係る事業

イ 地域の防災訓練及び防犯訓練に係る事業

ウ 夏まつりその他の地域住民の賑わい交流イベントに係る事業

エ イルミネーションその他の地域の良好な景観づくりに係る事業

オ その他地域住民との交流促進等に資すると市長が認める事業

(補助金の交付)

第3条 補助金は、商店街地域コミュニティ活性化イベント推進事業を行う商店街振興組合等に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、商店街地域コミュニティ活性化イベント推進事業に要する経費として市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める

額（この額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、それぞれ同表の右欄に定める限度額を超えないものとする。

区分	補助金の額	限度額
商店街振興組合等が単独で開催する場合	対象経費の額の3分の1に相当する額	2,000,000円
複数の商店街振興組合等が合同で開催する場合	対象経費の額の3分の1に相当する額に、100,000円に商店街振興組合等の数を乗じて得た額を加算した額	2,100,000円に商店街振興組合等の数を乗じて得た額

（適用除外）

第6条 補助金は、商店街地域コミュニティ活性化イベント推進事業に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けた商店街振興組合等に対しては、交付しない。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年度分からの補助金について適用する。
- 2 令和3年度分及び令和4年度分の補助金に限り、第5条の規定の適用については、同条の表中「3分の1」とあるのは「2分の1」と、「2,000,000円」とあるのは「3,000,000円」と、「2,100,000円」とあるのは「3,100,000円」と読み替えるものとする。
- 3 金沢市商店街おもてなし推進事業補助金交付要綱（平成24年4月1日決裁）は、廃止する。